

報告事項 2

神戸市病院内学級設置要綱の制定について

神戸市病院内学級（病弱）設置要綱の制定について、以下のとおり報告する。

平成31年 2 月 4 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

『神戸市病院内学級（病弱）設置要綱』の制定趣旨

1. 病院内学級について

(1) 病院内学級とは

病気等により長期入院中の児童生徒が、入院治療を受けながら学習が行えるように病院内に設置された学級

(2) 各病院に設置されている病院内学級の位置づけ（平成 30 年度時点）

病 院	病院内学級の位置づけ	
	小 学 生	中 学 生
神戸市立医療センター 中央市民病院	港島学園 前期課程の特別支援学級 (つくし学級)	港島学園 後期課程の特別支援学級 (あじさい学級)
神戸大学医学部附属病院	神戸祇園小学校の特別支援学級 (なのはな学級)	湊翔楠中学校の特別支援学級 (ひまわり学級)
県立こども病院	友生支援学校の分教室※ (みなと分教室)	友生支援学校の分教室※ (みなと分教室)
その他の病院 ・西神戸医療センター ・西記念リハビリ病院 など	友生支援学校の訪問教育部 (わらび訪問教育部)	友生支援学校の訪問教育部 (わらび訪問教育部)

※県立こども病院においてベッドサイドのみで授業を受ける児童生徒は友生支援学校の訪問教育部の対象となる。

2. 病院内学級設置の見直し

(1) 見直し内容

平成 31 年度より 中央市民病院における病院内学級の位置づけを「港島学園の特別支援学級」から「友生支援学校の訪問教育部」に変更する（『その他の病院』と同じ扱いとする）。

(2) 理由

中央市民病院の方針が急性期患者の対応となっており、患者は原則 10 日以内に転院することとなっていることから、中央市民病院において病院内学級の入級対象となる児童生徒が非常に少なくなっている。

年度当初に対象児童生徒が在籍しない場合は、病院内学級を開級せず、対象児童生徒が入院した時点で開級することになるが、年度途中での開級は教員配置や指導体制の整備に時間を要し、指導開始が遅れる場合がある。

一方、「友生支援学校訪問教育部」においては、年度途中に対象児童生徒が入院した場合でも、すぐに対応できる。

(参考) 中央市民病院における病院内学級の開級期間

港島学園（前期課程）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
設置期間	11/6～11/13	11/6～3/31	なし	なし	9/1～3/2	5/29～9/11

港島学園（後期課程）

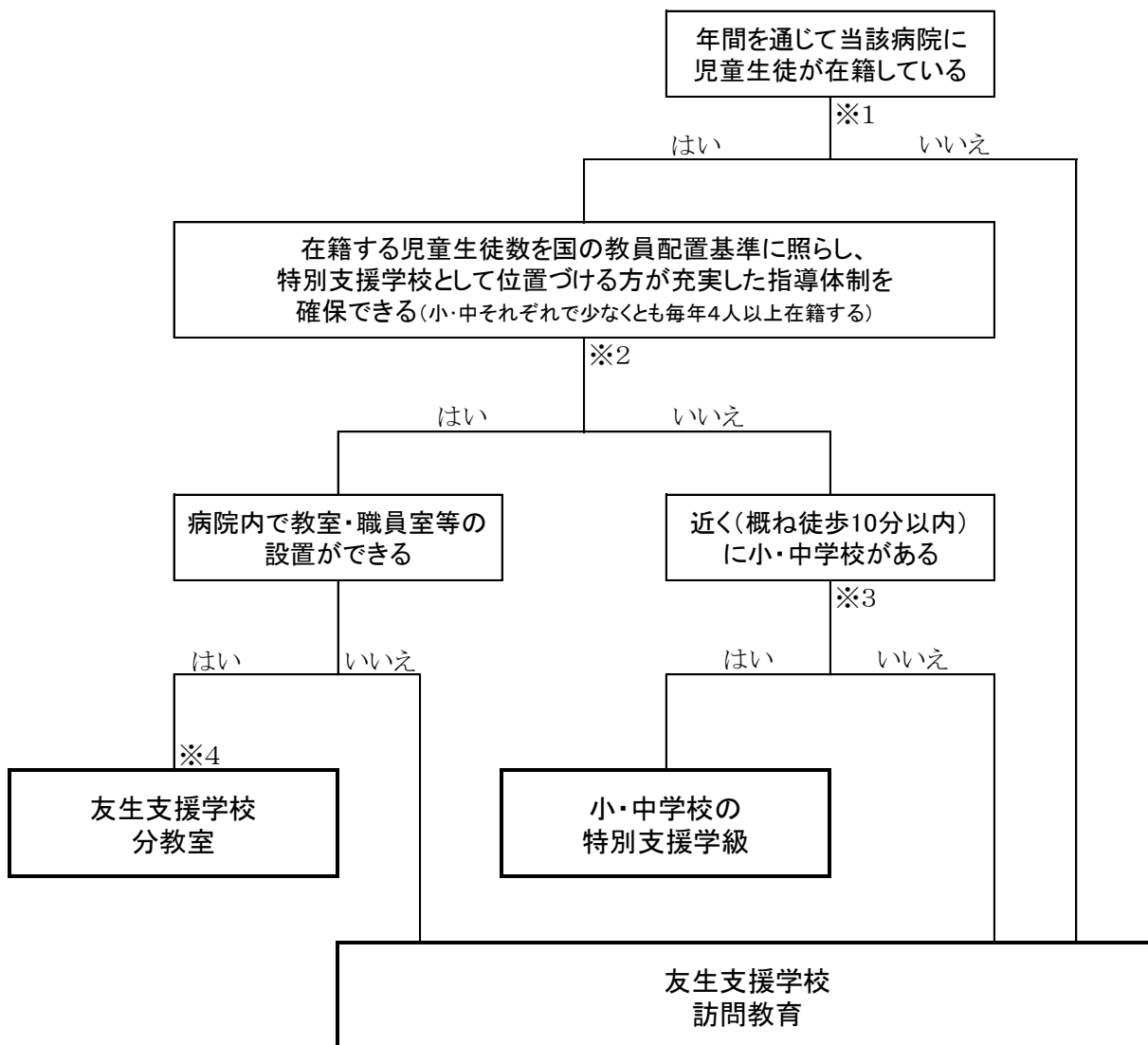
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
設置期間	なし	なし	なし	なし	なし	なし

3. 神戸市病院内学級（病弱）設置要綱の制定

各病院における病院内学級の設置について、これまで明文化されたものはなく、運用として1.(2)のとおり取り扱っていた。この度、中央市民病院における病院内学級の見直しにあわせ、病院内学級の設置について新たに要綱として定めるものである。

4. 今後の病院内学級設置の考え方

今後の病院内学級の設置にあたっては、児童生徒にとってより望ましい指導体制を確保できるよう、以下のフローを基に判断を行う。ただし、判断にあたっては病院側の体制等、個別の状況を勘案するものとする。



※1 年度当初に児童生徒が在籍せず、年度途中に学級を開設する場合、教員配置等指導体制の整備に時間を要し、指導開始が遅れることが考えられるため。

※2 特別支援学校と小・中学校の特別支援学級では学級編制基準が異なる。

※3 病院内学級では教科等の関係から児童生徒の限られた指導可能時間に複数の教員が入れ替わり指導を行うことになる。小中学校から離れている場合、移動に時間を要し、病院内学級や小中学校での指導に支障が生じる可能性がある。

※4 分教室の設置は将来的な児童生徒数見込みや病院の協力体制等、総合的に勘案して判断する。

神戸市病院内学級（病弱）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、学校教育法第72条及び第81条第3項並びに学校教育法施行規則第131条に基づき、入院中の児童生徒に対し病院内において教育を行う学級（以下「病院内学級」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 病院内学級を設置する学校及び対象とする病院は別表1から別表3に掲げるものとする。

（委任）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前から児童生徒が在籍している病院内学級は、この要綱に関わらず、当該児童生徒が在籍しなくなるまでの間、設置するものとする。

別表1（第2条関係）小学校（特別支援学級）

学 校	対象の病院
神戸祇園小学校	神戸大学医学部附属病院

別表2（第2条関係）中学校（特別支援学級）

学 校	対象の病院
湊翔楠中学校	神戸大学医学部附属病院

別表3（第2条関係）特別支援学校

（病弱部門 分教室）

学 校	対象の病院
友生支援学校 小学部・中学部	兵庫県立こども病院

（病弱部門 訪問教育部）

学 校	対象の病院
友生支援学校 小学部・中学部・高等部	神戸市内の病院

参 考

学校教育法

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学校教育法施行規則

第三百十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第二百六条から第二百九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。